

違法伐採対策セミナー

米国改訂レーシー法と木材業界への影響

地球・人間環境フォーラムと国際環境 NGO FoE Japan では、フェアウッド・パートナーズの活動として、政府や企業に対して持続可能な木材調達を働きかけています。

欧米豪では違法伐採の取り扱いを民間業者に対しても規制する法律を導入する動きが活発になっています。中でも米国では、すでに 2008 年からレーシー法の改訂で違法伐採対策を強化、米国の木材業界も対応してきています。

そこで、フェアウッド・パートナーズでは、米国のフォレスト・リーガリティ・アライアンス (FLA) という合法木材製品の調達を目指す国際イニシアティブと共同で、違法伐採対策セミナーを東京と大阪にて開催します。今回は米国のレーシー法の最新動向を報告し、日本の違法伐採対策のあるべき姿を議論します。

概要

<東京会場>

■日時：2012年11月12日(月) 14:30~17:00 (懇親会 17:00-18:00 ロビーにて)

■場所：日仏会館ホール

<大阪会場>

■日時：2012年11月14日(水) 14:00~16:00

■場所：ドーンセンター大会議室2

■主催：FLA (Forest Legality Alliance)、国際環境 NGO FoE Japan、地球・人間環境フォーラム

プログラム

(敬称略、逐次通訳)

司会：坂本有希(地球・人間環境フォーラム)

東京 Tokyo	大阪 Osaka	内容
14:30~14:35	14:00~14:05	主旨説明/Introduction
14:35~15:20 質疑応答5分含む	14:05~14:50 Including 5 min for Q&A	レーシー法:世界初の違法木材取締法の必要性和施行 ジョン・ウェブ/元アメリカ法務省環境犯罪担当チーフ John Webb, US Department of Justice, Emeritus, "The US Lacey Action: From Creating a Case for Action to Implementing and Enforcing the World's First Law to Ban Illegal Timber"
15:20~15:55 質疑応答5分含む	14:50~15:25 Including 5 min for Q&A	公平な市場競争:国産材に不利益をもたらす違法材を阻止する需要側の政策 ジェイミー・フレンチ/元広葉樹連盟会長 Jamey French, Hardwood Federation, Emeritus, "Leveling the Playing Field: Using Demand-Side Policies to Prevent Illegal Imports from Undercutting Domestic Forest Products."
15:55~16:25	発表なし No presentation	規制変化への市場の対応~IKEA、テイラーギター、中小企業の取り組みについてのケーススタディー キャサリン・ホーナー/EIA-US 森林キャンペーンディレクター Katherine Horner, EIA-US, Director of Forest Campaigns, "Market Response to Changing Legislation Case Study IKEA, Taylor Guitars and Lacey Act"
16:25~17:00	15:25~16:00	質疑応答&ディスカッション:欧米の違法伐採対策と日本の制度 Q&A and Discussion; Japanese system against illegal logging timber trade

ジョン・ウェブ

John Webb

元アメリカ法務省環境犯罪担当チーフ

US Department of Justice, Emeritus,

1986年から法務省環境天然資源局に入省、最初の8年間は魚類野生生物局の環境犯罪の取り締まりを担当するなど、2011年まで25年間にわたり法務省で活躍。木材や野生生物に関係する環境犯罪の捜査官として第一人者。密売や密猟、脱税等の経済犯罪を取り締まる独自の手法の開発や違法伐採に対応するためレーシー法の改訂などに取り組んできた。

ジェイミー・フレンチ

Jamey French

元広葉樹連盟会長

Hardwood Federation, Emeritus

広葉樹材の加工・輸出・販売を行う Northland Forest Products, Inc の会長兼 CEO。同社の本社をニューハンプシャー州キングストンに、工場をバージニア州に置く。フレンチ家は1880年代からニューイングランド州を拠点に広葉樹を扱うビジネスを営んでいる。ジェイミー・フレンチ氏は広葉樹連盟協会の会長のほかに、FSC-US 会長やアメリカ広葉樹輸出協会会長なども務めた経験を持つ。現在は、Land Trust Alliance 副会長、TNC (ザ・ネイチャー・コンサーバンシー) ニューハンプシャー州支部の理事など環境団体の活動にも参加している。

キャサリン・ホーナー

Katherine Horner,

EIA-US 森林キャンペーンディレクター

EIA-US, Director of Forest Campaigns

絶滅危惧種の違法取引や、違法伐採問題における現地調査を行う国際環境 NGO である EIA のアメリカ支部で森林キャンペーンのディレクターを務める。

坂本 有希

Yuki Sakamoto

地球・人間環境フォーラム企画調査部長

Global Environmental Forum

2002年にフェアウッド・キャンペーンを立ち上げ、日本の木材市場をフェアなものにする活動に取り組む。環境省の森林生態系保全に係る研究調査業務や違法伐採政策調査、タイガの森フォーラムの活動などに従事。

フェアウッド・パートナーズ/Fairwood Partners

国際環境 NGO FoE Japan と地球・人間環境フォーラムの共同プロジェクトとして、2002年から以下の活動を展開している。

- ・ フェアウッドを調達するための支援・アドバイス
- ・ 世界の森林やフェアウッド調達についての調査・分析
- ・ 世界の森林やフェアウッド調達についての情報収集・分析
- ・ フェアウッドカフェ運営によるフェアウッド製品の販売・普及

詳しくは WEB サイト <http://www.fairwood.jp> をご覧ください

The Forest Legality Alliance

(森林適法同盟)

合法材木製品の取引を支援する国際イニシアチブ

World Resources Institute, 米国国際開発庁 (USAID), Environmental Investigation Agency



現在の課題

木材やその他の森林製品は、この地球において真に再生可能な資源であると考えられています。適切な管理のもとに置かれれば、森林は人間に必要なものを永久に供給してくれる存在です。しかし世界の多くの地域において、森林は、農地への転換や違法伐採(国または自治体の法律に違反した伐採、輸送、及び/または販売)など、様々な脅威のもとにあるのが現状です。違法伐採は持続可能な森林管理を弱体化させ、森林保全を損ないます。違法伐採は無計画な森林破壊、生物多様性の損失、温室効果ガスの放出を促進します。違法伐採は不公平な不利益を生みだし、国家から収入を奪い、合法的取引に損害を与えます。途上国では、食べ物・繊維・薬を森林に頼っている地方に住む貧しい何百万もの人々が影響を受けています。こうしたことから、違法伐採は、木は持続可能な資源だという定評そのものを危うくしています。

しかし、ここ数年の間に発展した新しい政策により、違法伐採問題に取り組むために必要であった推進力が生まれようとしています。米国では、最近のレーシー法改正の結果、違法森林製品の取引が禁止されるようになりました。欧州連合(EU)は、選定国とのVPAと呼ばれる任意二国間協定によって違法伐採の阻止を支援しており、このたび成立した木材法により輸入者に違法木材の排除を義務付けることになっています。さらに、違法木材の調達を禁止する公共政策が世界中の多くの国々で採用されている一方、オーストラリアでも違法な森林製品の販売を抑制するための法案を準備しています。

木材の「需要側」のこうした新しい形式の森林製品規制法政策は、森林製品の国際貿易に大きな影響を及ぼすでしょう。しかし、多くの企業や関係者は、こうした政策や、自らの義務に対処する最善の方法がよくわかっていないのが現状です。

The Forest Legality Alliance (森林適法同盟-FLA)

上記の課題を解決するため、世界資源研究所(WRI)と環境調査機関(EIA)は、米国国際開発庁(USAID)と個人の寄贈者からの支援を受け、2010年に森林適法同盟(FLA)を設立しました。FLAは国際的な、マルチステークホルダー間のイニシアチブです。FLAは、グローバル市場の圧力により生まれる違法森林製品への需要の減少、森林製品のサプライチェーンの透明性の向上、合法木材や紙を供給するサプライチェーン管理の努力の支援によって、森林統治の改善、森林の持続可能管理、生物多様性の保全を達成することを目的としています。FLAは、FLAのメンバーの持つ職業的な専門性、市場の力、ネットワーク、リソースを駆使し、サプライチェーン中の関係者全員が、需要サイドの新たな木材規制政策を理解し対応できるよう支援します。

活動

FLAはその目的を達成するため、以下を含む多くの活動を行っています：

- 森林製品のサプライチェーン中の関係者間で、需要サイドでの新たな木材規制法について、また、透明性の向上と合法性の確認のための新たなツールについて、認知度を高める。

- 森林製品のサプライチェーン中の関係者に、実用的で、インタラクティブ式の、無料で利用できるツールを提供し、デュー・ケアの義務を果たし違法材を市場から排除することができるようにする。そうしたツールには、以下を含むがそれに限定しない：
 - 森林製品の合法性確認に関する、専用の総合ウェブサイト
 - サプライチェーン中の企業が違法材のリスクを評価しデュー・ケアの義務を果たせるように支援する、オンラインリソース
 - 輸入者の税関申告を支援するツールキット
- 自主的に参加してくれた FLA のメンバーや小規模のコミュニティ企業を対象とした一連のパイロットテストの結果、需要サイドの新規制への準拠は、実行可能かつ費用効果が高いことを証明する。また、輸入者や生産者への意図しない負荷を軽減し相殺する実用的な方法を特定する。

FLA メンバー

FLA のメンバーシップは、合法森林製品のサプライチェーンに関わっている世界各国の企業、業界団体、金融機関、NGO に対して開かれています。

メンバー間の活動

FLA メンバーは、年に 2 度、一日の会議/イベントで顔を合わせることに なっています。これは、WRI, EIA, USAID が主催する。メンバーは、こうした会議やイベントの頻繁さ、議題、フォーカスを調整する機会が与えられます。次の会議やイベントが行われるまでに、WRI と EIA は特定の地域やセクターにおける勧誘活動の支援や特定のトピックについてのワーキンググループへインプットする意思のあるメンバーと共同作業を行います。

FLA の利点

FLA メンバーシップの利点は、以下を含みます：

- 森林製品の合法性に関する政策についての学習促進
- 森林製品の合法性証明ツールの設計や普及における協働と、実地に基づくタイムリーな情報を他のメンバーに提供することで合法性を支援する機会
- ビジネス上のリスクやチャンスの評価をする際、また、木材の新規制に対する戦略的な対応を構築する際の技術的支援
- 森から最終市場まで、サプライチェーン全体を通じた他の企業やステークホルダーのリスクミティゲーションと合法性を主流化するための戦略についての考察
- 林業、森林関連法、環境基準、サプライチェーン管理の専門家やサービス業者へのアクセス
- 同様の考えを持つマネージャー、顧客、サプライヤー、非営利団体や学術研究者などの情報ソースとのネットワークの機会
- 世界の違法伐採と調達義務に関するタイムリーなアップデート
- 連邦政府と共通の課題を建設的に解決するための政府との協働

会費

FLA の会費は、非営利団体、非営利協会、教育機関の場合は無料です。営利を目的とする組織の場合、以下のように なっています。

年会費(注:非営利組織の場合無料)				
年間収益	50 万ドルまで	50 万～500 万ドル	500 万ドル～2500 万ドル	2500 万ドルを超える場合
会費	免除	500 ドル	2,000 ドル	5,000 ドル

上記の会費は FLA の運営やイベントの開催に必要な費用の一部となる。メンバーシップ申請書は、以下のサイトから：www.forestlegality.org



写真: EIA

米国レーシー法

世界初の違法木材禁止法に関するよくある質問

Environmental Investigation Agency (EIA)

1. レーシー法とは何か、そしてなぜ重要なのか？

2008年5月22日、米国議会は、革新的な法案を通過させました。この法案は、木材と木材製品を含む、違法採取された植物および植物製品の販売を禁止するものです。新規制は、もともとの法案を最初に支持した米国連邦議会議員にちなんでレーシー法と名づけられた、100年の歴史を持つ古い法律の改定によるものです。レーシー法は長年、野生生物に関する犯罪を取り締まる政府各当局にとって最強のツールの一つでしたが、違法伐採の取り締まりのためにそれを利用することについては、これまでその可能性は探られていませんでした。しかし今、レーシー法は植物と植物製品の国際貿易において、画期的な前例となっています。この法律は、諸外国が自らの自然資源を管理しようとする努力を認め支援し、そうした商品を取引する企業に同様の努力をするよう強力なインセンティブを提供するものです。

2. 米国の新しい法律は違法伐採問題を解決するために何をするのか？

違法伐採とその他の違法な植物の取引の問題を解決するため、レーシー法は主に下記の3つを行います。

- 米国の州または外国において違法に入手されたすべての植物及び植物製品(例: 家具、紙類、製材)の取引をすべて禁止する(「違法に入手された」の意味に関しては質問4を参照)
- 輸入業者に取り扱い製品に含まれるすべての植物に関して原産国と種を申告するよう義務付ける
- 同法への違反に対して物品や船舶の没収を含む罰則(罰金と懲役)を規定する

3. レーシー法の植物に関する規定はいつ発効するのか？

レーシー法の規定は2008年5月22日よりすでに発効しています。違法に入手した木材または植物製品を扱っているとわかった企業や個人は起訴の対象となるか、物品を差し押さえられます。レーシー法の申告義務は、連邦政府の準備するスケジュールに従い、HTS(関税率表)によりフェーズ式に導入されます。HTS44及び6に該当する多くの製品は2009年4月1日の時点で申告が義務付けられています。詳細については米国農務省動植物検疫局(APHIS)のサイトを参照してください: (http://www.aphis.usda.gov/plant_health/lacey_act/index.shtml)。

4. レーシー法のもと、違法となる行為とは？

レーシー法への違反には、2つの要素があります。まず、植物が海外または米国国内の関連法に違反して採取、収穫、入手、輸送、販売または輸出されたものであること。これが違法に入手された植物の内容を構成します。レー

シー法を発動させるこれらの関連法の範囲は、植物を保護する法律、または下記を規制するものに限定されます：

1. 植物の盗難
2. 公園や保護区などの形で公的に保護されている地域からの植物の採取
3. その他のタイプの国の法律や規則により認められた正式指定地域からの植物の採取
4. 義務である認可を受けないまたそれに反する植物の採取
5. 植物の収穫、輸送または販売に関連する適切なロイヤリティー、税金または料金の不払い
6. 丸太の輸出規制など、輸出や積み替えを規制する法律

5. 申告内容はどのようなもので、なぜその情報が求められるか？

レーシー法は植物または植物製品の貨物にはすべて、輸入者に基本的な申告を提出するよう義務付けています。申告を義務付ける目的は木材及び植物の取引に関する透明性を高め、米国政府が同法のもと取締りをよりよくできるようにするためです。申告内容には、以下の情報を含まなければなりません：

1. 使用されるすべての樹種の学名
2. 原産国
3. 分量と大きさ
4. 価格

上記の申告のフェーズ毎の導入と実施についての詳細は、米国農務省(USDA)まで。

6. 申告義務はすべての植物製品に適用されるか？

すべてには適用されません。まず、レーシー法には一般的に複数の原産国または種を持つ複雑な製品に関して特別規定が設けられています。ある貨物に対して原産国や種が特定できない場合、レーシー法は含まれると予想される植物種、及び/または可能性のある全ての原産国を申告することを許可しています。ただしこれには正しい原産国が含まれていなければなりません。第二に、再生繊維で製造された紙製品の申告には、種や原産国を申告する必要はありません。代わりに、再生材の平均割合とともに、当該製品に含まれる再生材以外の材料について種と原産国を申告します。最後に、輸入者段ボールやパレットなど植物ベースの梱包材については申告の必要ありません。ただし、梱包材そのものが輸入対象である場合は必要です。申告義務は、2年かけてフェーズ毎に段階を追って導入されます。2年経った時点で連邦政府はその実行の効果を検討することになっています。この検討結果に基づいて、政府は義務の範囲を調整する規則を発行する可能性があります。申告義務の対象となる植物製品についての詳細はUSDAまで。

7. レーシー法違反となる可能性のある例として、どんなものがあるか？

- カリフォルニアの会社が、Y国において無許可で伐採された木材から作られた床板を、輸出国であるX国から輸入した場合。
- 輸出者が、米国への貨物を、関税が高くなることを避けるためにわざと価格の低い種とラベル付けした場合。
- 製紙会社が、違法伐採由来のパルプを使用し、そのパルプから製造された紙を最終製品として米国へ輸出した場合。
- ベニヤ板の輸入業者が、自らの輸入品に使われる種の原産国について、正確な国名(あるいは可能性のある国名)を特定しなかった場合。

8. レーシー法は、他の消費国の既存法または提案されている法案と、どう違うか？

レーシー法は、違法木材の需要を縮小するという点において他の法律と同じ概念に基づいていますが、EUあるいは他の国における国のシステムや自主的システムとは明らかに異なる点があります。それは、レーシー法は書類に基づいた法律ではなく、事実に基づいた法律である点です。準拠についての適切かどうかの判断は、民間セクターに任されて

います。言い換えれば、企業は、合法性証明の文書やデュー・ディリジェンスについて、ある特定の基準に準拠する義務はなく、また反対に、どんな文書もそれだけで100%合法性を保証することはありません。

9. レーシー法の対象となるのはどんな「植物」か？

レーシー法によって定義されるように、植物は、野生に生息する植物界のあらゆる存在の、いかなる部分や派生物をも含みます。これには、植林木も含まれます。これは、紙、家具、道具の取っ手や特定のタイプの布製品など、木製品をすべて含んでいます。

ただし、いくつか例外があります：

—ワシントン条約(CITES)、絶滅危惧種法(ESA)あるいは州絶滅危惧種リストに記載されている場合を除いて、移植を目的とする木または他の植物の生体。

—ITES、ESA あるいは州絶滅危惧種リストに記載されている場合を除いて、研究にのみ使用される科学標本。

—トウモロコシ、綿あるいは切花など、常用食用作物および栽培品種。

「常用食用作物」および「常用栽培品種」は、連邦政府がまもなく定義します。最新情報は APHIS のレーシー法に関するウェブサイトをチェックしてください。

レーシー法の改正を支持した団体

米国内産物製紙協会	Friend of the Earth	レインフォレスト・アライアンス
Amazon Watch	Global Witness	Sierra Club
国際環境法センター	Greenpeace	Society of American Foresters
Conservation International	広葉樹連盟	Sustainable Furniture Council
Defender of Wildlife	全米トラック運転組合	The National Conservancy
Dogwood Alliance	全米広葉樹製材協会	Tropical Forest Trust
環境調査機関	全米自然保護連盟	United Steelworkers
Forest Ethics	国家資源防衛審議会	Wildlife Conservation Society
	米国熱帯林行動ネットワーク	世界自然保護基金

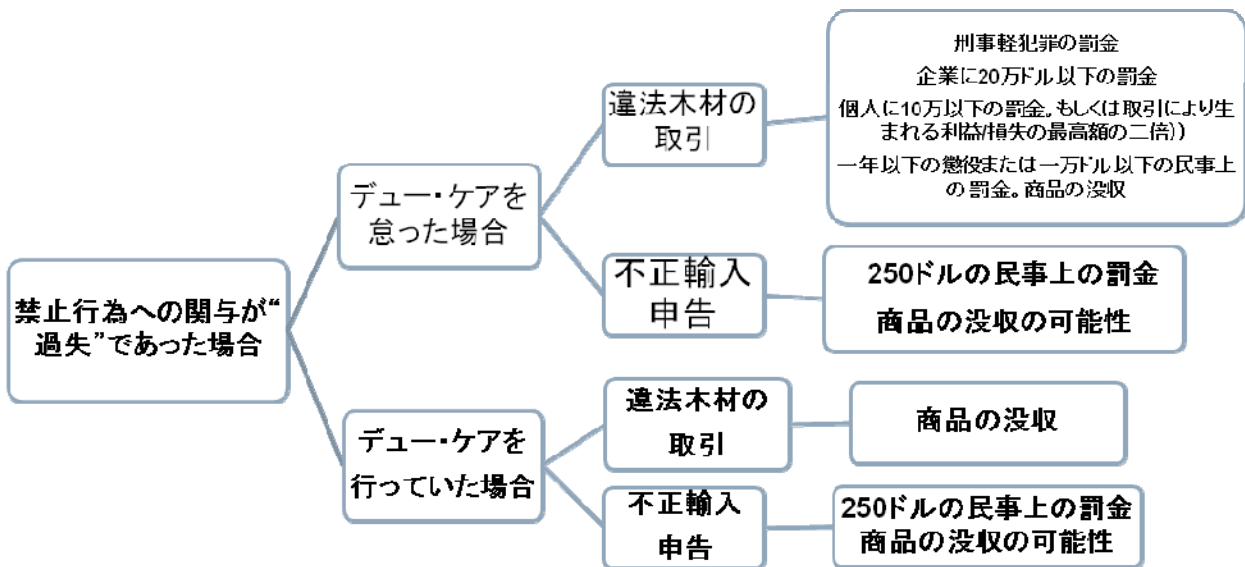
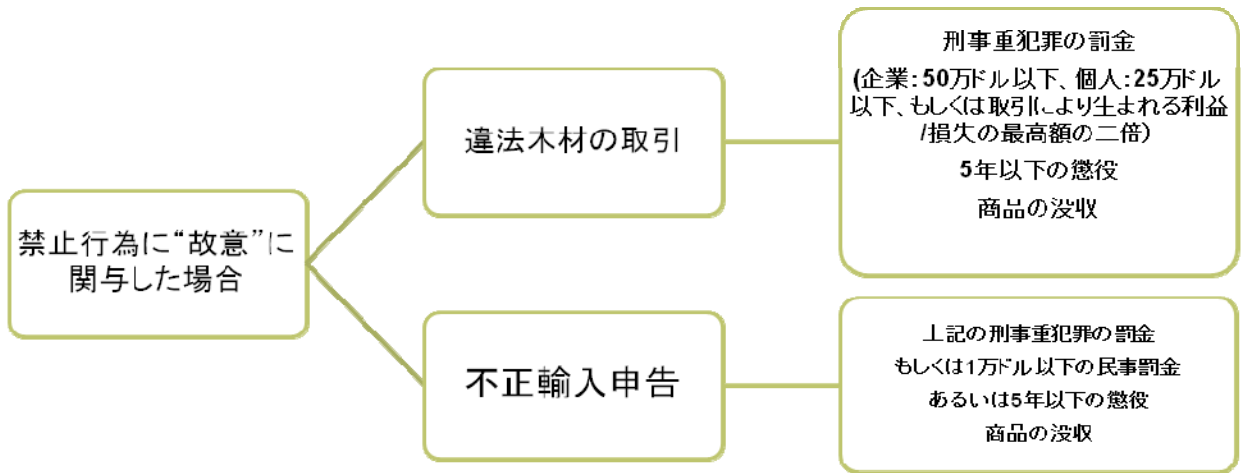
10. 違法取引や不正申告に対して、レーシー法にはどんな罰則があるか？

レーシー法の民事罰則と刑事罰則は、企業もしくは個人が問題とされている犯罪行為、商品や貨物についてどの程度知っていたかにより異なります。一般的なカテゴリーと課せられる可能性のある罰金を表したのが下図です。正確な明細は、法の完全な文章を参照してください。

11. レーシー法の生まれた背景は？

専門家は何年も、レーシー法から「植物」が欠けていることは、明白な欠陥であることを指摘していました。同時に、違法伐採とそれに関連する貿易が、発展途上国において地域コミュニティ、非常に貴重な生態系、そして統治に及ぼす壊滅的な影響についての記録は増える一方でした。レーシー法の改訂により、これらの問題を解決する有効な手段であることが明らかになるとともに、2007年、オレゴンの代表である Earl Blumenauer 議員および Ron Wyden 上院議員により、連邦議会で改訂のための法案が提案されました。環境団体、業界団体、そして労働組合で結成された前例を見ない連合は、違法木材および輸入植物製品を抑制するために世界で最大の消費市場において行動を起こすことの必要性を認識し、この法案を支持しました。

図：罰則の仕組み



12. 連邦政府は、新しいレーシー法の規定を、どのように実施するか？

米国農務省の**国際動植物検疫課(APHIS)**は植物の輸入の担当責任局であり、申告の処理は主にここが担当します。植物製品の輸入の違法なケースについては、APHIS は米国内務省の**魚類野生生物局(FWS)**と共同で調査を行います。FWS はレーシー法に関わる密輸についての専門性において、長い歴史を持っています。国土安全保障省は米国の税関および国境取締局(CBP)の管轄であるため、各局のレーシー法の実施を支援するでしょう。連邦検査官が犯罪活動の証拠を発見するか受け取ると、そこから更に調査が行われます。製品が違法であるという十分な証拠がある場合、貨物を差し押さえることができます。この時点では、事件は司法省に送られるとともに没収手続きが開始されるか、そのどちらかとなる可能性があります。

13. 「デュー・ケア」とは実際どんな行為になるか？企業はレーシー法のもとの問題から自らを、またその取引先を守るために何ができるか？

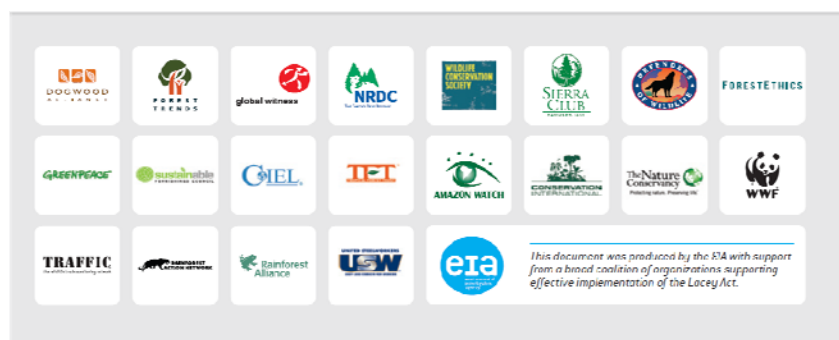
デュー・ケアは、米国の法システムが長年かけて発展させてきた柔軟な概念です。デュー・ケアとは：「相当に思慮深い者が同じまたは類似の状況において行うであろう注意の程度」であり、「結果として、それは異なる程度の知識や責任を持つ異なるカテゴリーに属する者に、異なる適用がなされる(Senate Report 97-123)」とされています。裁判所が、植物に関する新規性をどう検討するかに関する確実性にかけるため、森林製品・紙製品を取引する企業は、得てして長く複雑なサプライチェーンの違法木材のリスクアセスメントをし、それを排除するために、広範囲のツール、技術、リソースを利用する方が思慮深いと言えます。

企業における内部の方針と追跡のための手続きは、重要な要素です。企業の取る手段としては、バーコードやその他のトレースシステム、合法性証明システム、第三者認証制度、様々な組織の提供するステップ毎のプログラム、その他の斬新的な政府・民間のパートナーシップ・モデルなどが含まれます。これらの手段の礎として、企業は自らの調達する木材のソースに関する様々な要素を評価できるよう、リスク管理システムを用意しておくべきです。

レーシー法は事実ベースで、文書ベースではありません。厳しい基準を持つ第三者認証や証明制度は優れたデュー・ケアの手段ではあるものの、企業がそれによりレーシー法の適用を免れるというものではありません。

14. レーシー法の植物に関する規定について、より詳細な情報を得るにはどうすればよいか？

連邦政府はレーシー法に準拠しようとしている企業へのガイダンスを作成している最中です。当座は、法律の本文や関連情報については、www.eia-global.org/lacey を参照してください。





写真：EIA

事実を明確に

米国レーシー法：現実と誤解の区別

2008 年米国は既存のレーシー法を改訂し、違法に伐採された、木材製品を含む植物の取引を禁止した。この新しい法律は林産品セクターにとって重大な変化をもたらし、サプライチェーン全体を通して以前は存在しなかったレベルの責任を課すことになった。レーシー法に準拠するために、米国内外における多くの企業はビジネスのやり方の変更を余儀なくされ、当然ながらこの新法によって何らかの混乱や誤解が生じることになる。本文書ではレーシー法の実際の内容やこの法への「準拠」には何が必要なのか、最も頻繁に生じる誤解について明確にしていく。

レーシー法への違反は、二つの基本要素で構成されている。**第一に**、外国、州、または部族の法律に反する潜在的違反が起こる。潜在的違反は刑事法や、その国で厳しく施行されている法律に対する違反である必要はない。しかし、植物や派生製品の保護や管理に関する法規制への違反である必要がある。**第二に**、この潜在的違反が起こった後、違法製品として「汚された」この製品はどこかへ向かわなければならない。つまり、米国で取引されることが条件となる。レーシー法違反を引き起こすのは、それが輸出、輸送、販売、購買、または輸入であれ、この二番目の取引行為である。

レーシー法は書類ではなく事実に基づく法律である。書類は合法性に関するデュー・ケアを行ったということの一部証明はするが、合法性の証明にはならない。書類の裏側を見ることが重要である：EIA は偽造書類、偽証明書、また越境する木材のケースを多く見て公表してきた。自らのサプライヤーと彼らが供給する木材について検証し信頼できるかを確かめることは、適切な書類作成と同様に若しくはそれ以上に重要なことである。

誤解: 改訂により、米国に木材を輸入するために合法性を示す証明書が必要となった。

現実: 「レーシー法への準拠」は何らかの書類やチェックリスト、デュー・デリジェンス・システム、又はデュー・ケア・チェックリストによるものではなく、また米国政府がそれらを提供する訳でもありません。法に従って完璧に「レーシー法に準拠」するためには、自らのサプライチェーンから違法木材を排除する必要があります。法的責任から自分を守るには、デュー・デリジェンスを実施する必要があります、これはレーシー法では「デュー・ケア」と呼ばれています。これを行う最良の方法は、自らの取引する製品、現在の調達方法、そしてあなたのビジネスモデルによります。確実に合法木材のみを調達するための最善の方法を特定するには、特にそうした方法が時間と共に進化し続けることを考えると、政府よりも民間セクターの方が様々な条件を満たしています。

誤解: 私のサプライヤーは、彼女/彼の製品がレーシー法に順守していることを示す書類/電話/スタンプを私にくれた。私は彼女/彼を信頼できるか？サプライチェーンの三段階下の取引相手が信頼できるか確認するのは不可能である。

現実: 自らのサプライチェーンとサプライヤーについてきちんと知ることです。自分の知っている、信頼できるサプライヤーを利用して下さい。自らのサプライヤーに、彼らのサプライヤーを知っていて信頼しているか聞いて下さい。業界の仲間に、誰を信頼しているか(または信頼していないか)を聞いて下さい。単一の購買チャンスより、長期の関係を築いて下さい。可能であれば現場を訪問し、インターネットやビジネス上の知り合いなどを通じて独自の調査をし、厳しい質問をして下さい。

誤解: レーシー法に準拠する最良の方法は、違法リスクの高い国からの調達をやめることだ。

現実: どの国にも合法で、責任を持った伐採例があります。もちろん特定の高価品種や、過去に問題のあった国々には特に的を絞った質問が必要です。しかしここで必要なのは「きちんと調べる」ということで「X、Y、Z 国からは輸入するな」ということではありません。事実、これらハイリスクの国々において、グッド・プラクティスを実施している企業には、報酬が与えられるべきです。米国政府は“ハイリスク”国の公式リストを作成しません。米国やカナダを含み、どの国から調達しようとも、木材の出所について可能な限り自分で調べ、内容を立証できなければなりません。

誤解: 自分の取り扱う製品が合法であるか否かを決めるのは不可能だ。

現実: 自らのサプライヤーを知り、信頼して、またサプライチェーンを簡易化することが重要です。調達ソースに従い、どの国の法律が適用され得るかを理解して下さい。現地を訪問し、必要であれば通訳を頼み、常識で判断しましょう。探すべき“危険信号”は以下のようなものです:

- 市場の価格よりも大幅に低価な製品
- 現金のみの支払い
- 賄賂
- 書類のない商品への規定価格よりも低価での販売
- 関税抜き価格
- 不正確で一貫性のない製品のラベル
- 無効な、又は疑わしい許可証又は書類
- 製品の出所についての質問に答えられない、または答えたがらない
- その他特異な販売法

誤解:もし自分の取り扱う製品が段階的に導入される申告スケジュールリストに載っていないければ(現在または将来)、レーシー法について心配する必要はない。

現実:段階的導入スケジュールは、申告要件にのみ適用されます。植物及び植物製品申告用紙は PPQ505 としても知られています。違法木材の実際の禁止は 2008 年 5 月から施行されています。もしあなたが違法材を取引したことが発覚すれば、その製品が段階的導入スケジュールのどこに記載されているかに関わらず、起訴及び/または商品没収の対象となります。

申告用紙または段階的導入スケジュールについての詳細は、以下の URL をご参照下さい。

http://www.aphis.usda.gov/plant_health/lacey_act/index.shtml

米国農務省の動植物衛生検査部[APHIS]は申告用紙の処理を行う。税関国境警備局[CBP]は電子申告を受理するが、これはブローカーを通じてシステム入力されなければならない。CBP はその後情報を APHIS に提供する。輸入者は段階的導入スケジュールに基づいて申告情報を提出しなければならないが、このスケジュールは変更予定である。

誤解:責任を問われるのは米国の個人と企業のみであるから、外国の事業者である私は何も心配することはない。

現実:一つの調達先や製品には、世界各地の購入者や販売者が関連している可能性があります。レーシー法違反の引き金となる潜在的違反はサプライチェーンのどの段階でも起こり得ます。もし米国の輸入者が、遡れば外国の経営者であるあなたに辿りつく違法製品を所持していることが発覚すれば、あなたも犯罪に関与しているとみなされます。レーシー法のもと、外国の個人を起訴した前例があります。また、EU、オーストラリア、ニュージーランド、日本の議員も、レーシー法に似た木材取引法を策定している段階です。今後これらの市場にアクセスするには、あなたは合法的な木材を調達する必要がありそうです。

誤解:もし私が米国に直接販売しない外国の事業者であれば、この法律について心配する必要はない。

現実:サプライチェーンは長く複雑な場合もあります。中国、ベトナム、EU、メキシコ等から米国へ輸出される多くの木材製品は、第三国から輸入される木質繊維を使用しています。もしあなたのバイヤーがあなたの製品を米国に販売したことをあなたが知らなかったとしても、レーシー法はこれらの製品に等しく適用されます。もしあなたが、サプライチェーンを遡った中に位置する誰かが、例えば関税の支払いを怠る、または書類偽造などの潜在的違反を犯せば、その製品を米国で取引または販売することによりレーシー法違反となり、あなたは責任を問われます。

誤解:木を「盗む」のはとても困難だろうから違法伐採はそんなに横行していないだろう。

現実:違法伐採は世界のあらゆる地域で起こっています。一般的に州、外国、または部族の法律に抵触した木材の採取、また関連取引と考えられています。違法伐採は、例えば材木窃盗、国立公園または保護区での伐採、当該貨物に関する伐採料、税金、又は関税などの不払い、または関連当局の適切な許可のない伐採などです。米国の年間輸入量の少なくとも 10%は違法木材であると推定されています。違法伐採の割合や慣行は、輸出国や木材の種類によって大きく異なります;国によっては、木材製品の 80%が違法に採取されたものであると推

定されています。

木材が合法的に採取されたか否かに関わらず、レーシー法ではいかなる植物であれ、その虚偽記録、明細書、ラベルの作成または提出、または虚偽の識別も違反となります。これはどういう意味でしょうか？木材製品を意図的に偽るラベル、請求書、その他の明細書など-例えば製品が「第三者から認証されたもの」であるまたは低リスク国からの輸入品であるなど、虚偽の発言をすることも法律違反となります。

誤解:扱っている木材製品の学名[属と種]の特定は無理なので、どちらにせよ関係ない。

現実:学名は木材の取引の流れについての正確な情報を得る唯一の方法です。それは、単一の種が持つ商業名又は各国独自の名前が驚くほど多種多様である可能性があり、またその反対に多くの異なる種が同じ名前と呼ばれているかも知れないためです。自分が購入する木材製品の学名を知らないバイヤーが、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(CITES)や絶滅危惧種を保護する他の法律に違反していないという保証はありません。同様に統一されたネーミングシステムを利用しなければ、世界中の生態系や経済に与える米国輸入品の影響についての情報源としてのレーシー法における申告の有用性は低くなります。

もし木材製品の学名がわからなければ、米国森林局が運営している以下の URL をご覧下さい。

<http://www2.fpl.fs.fed.us/CommNames2000.html>

ユーザーが利用し易いデータベース作りを引き続き行っています。

誤解:「デュー・ケア」を実施するには、大量の書類を入手しなければならない。

現実:デュー・ケアは、究極的には書類ベースではないものの、実際には木材製品の合法性証明について最善の努力を証明する記録を保管することは、企業にとって賢明でしょう。デュー・ケアそのものは、米国法制度内で長年に亘って発展し続ける柔軟な概念であり、裁判所はこれを:「相当に思慮深い者が同じまたは類似の状況において行うであろう注意の程度」と定義しています。ここでの「程度」は、セクターや企業規模、また製品そのもののリスクなどの要因によって異なっています。

例えば小規模のユーカリ木材輸入ビジネスでは、外国の全ての取引相手の現地訪問は必要ないかも知れません。しかし違法伐採問題がある熱帯国から高価な広葉樹材を輸入している楽器製造会社は、いかに会社が小規模でも、強硬なデュー・ケア対策をとるのが賢明でしょう。デュー・ケアは「異なる程度の知識や責任を持つ、異なるカテゴリーに属する者に、異なる適用がなされる」とされています。野生生物の取引の例を見ると、動物園の園長はプロとして野生生物を購入する際その都度彼らの知識を活用することが期待されます。もし爬虫類がオーストラリアからの輸入で、オーストラリアはその爬虫類の輸出を特別な許可証なしには許可していないと知っていれば、その許可証のチェックを怠ることはデュー・ケアを怠ったこととなります。一方その爬虫類を輸送した航空会社は、オーストラリアが通常その爬虫類の輸出を許可しないと知るだけの専門知識は持っていないかも知れません。しかし、もし航空会社がその問題を通知されていてなおかつその爬虫類を輸送すれば、デュー・ケアのテストには合格しないでしょう。

デュー・ケアの実施を示す例:

- 自らのデュー・ケア実施のための努力について、完全な記録を保存している
- 会社のデュー・ケア準拠計画を作成する
- ビジネスの取引上で準拠計画をいかに守っているかについての書類

- 従業員教育—彼らはあなたの代理人である
- サプライヤー訪問
- 原材料調達地域における具体的な懸念について質問をする
- 業界基準の作成と準拠
- 海外サプライヤーに、属/種に関する情報を求める
- 学名の正当性を確認する
- 植物学の情報リソース[例: GRIN 分類法]をチェックする
- 地理的分布を確認する
- 外国の農務省に確認する
- 調達企業が合法運営していることを確認する[許可/認定を受けている]
- 原産国の政府担当官に植物保護関連の法律に関する情報の送付を依頼する
- APHIS に連絡を取る: Lacey.Act.Declaration@aphis.usda.gov

「デュー・ケア」の実施についてまだ混乱していますか？あなたの業界のリーダー企業は準拠への準備をどうしていますか？合法サプライチェーンを確実にするための理想的な基準手法は何ですか？貿易協会にリーダーシップを求めましょう。

誤解: 私はすでに環境意識が高く、認証材のみ調達している。であるから規制から免除されるか、またはすでに準拠しているため、レーシー法について心配する必要はない。

現実: FSC[森林管理協議会]や合法性確認プログラムの下の第三者による持続可能な森林認定は、デュー・ケアの実施を示す良い方法です。取り扱う製品のうちどれが認定されていて、どれが認定されていないかを認識しておきましょう。商品ラインのうち、一つの製品が「認証」木材を使用しているとしても、製品の全ラインが認証されている訳ではありません。レーシー法のもとでは、認証は義務でもなく、刑務所釈放カードでもありません。しかし認証材は、自らのサプライチェーンから違法木材を排除するために必要な手段を取ったことを、政府や顧客に示す一助となります。また、あなたは段階的導入スケジュールに載っている製品についての適切な輸入申告情報を、APHIS 若しくは CBP に提出しなければなりません。

誤解: 第三者による合法性証明システムはどれも、デュー・ケアという観点からは違いはない。

現実: レーシー法は事実ベースであり、書類ベースではありません; デュー・ケアとはサプライチェーンが追跡可能であることを確実にするもので、どの証明システムを利用したかではありません。中には他と比べて厳しい基準を示す認証・証明システムもあります; これらシステムの比較、評価はインターネットで参照できます。自らの第三者確認者を信頼し、彼らの基準や手法について質問をしましょう。立証責任は米国政府にあります。

誤解: レーシー法は法的強制力を持たない。

現実: レーシー法を担当しているのは、国土安全保障省の税関国境警備局(CBP)と、魚類野生生物局の法執行局(OLE)、司法省(DOJ)、また農務省の動植物衛生検査部(APHIS)で、関連省庁が支援をしています。熟練した担当官が港や倉庫に駐在して木材の輸送を検査し、一方で調査官が違法貿易の事例を調べます。環境に関するウォッチドッグ団体も定期的に集まり、違法木材取引に関する情報を公表します。最初の木材関連のレーシー法取締は、2009年11月に行われました。

誤解：CITES とレーシー法は本質的に同じものである。

現実：CITES 種 – マホガニー、ラミン、(ある種の)スギなどは絶滅危惧種であるため、輸入には CITES の許可証が必要です。CITES の目的は絶滅の危機に瀕する種の過剰採取の防止です。しかしながら、米国に輸入される 0.03% 弱の木材は CITES に属しています。レーシー法の植物条項は、広範囲な違法伐採問題への対策として重要で、CITES 植物の輸入者も全てのレーシー法の規約に従わなければなりません。EIA は、CITES に記載されていず、違法採取された木材製品の事例を多く発見しています。例えば、インドネシアの法律で絶滅危惧種または輸出が違法とされている種が米国に持ち込まれます – するとその種が CITES で保護されているか否かに関わらず、これはレーシー法への潜在的違反となります。またレーシー法は虚偽の申告又は書類偽造を違法としています。そのため、もし詐欺的又は不正確な CITES 許可証が提出されれば、取引者はレーシー法のもと起訴されます。レーシー法に適切に順守することで、将来より多くの種が CITES のリストに載ることを防ぐことができます。

もしまだ明確でない部分があれば、EIA の www.eia-global.org/lacey 又は APHIS のホームページ http://www.aphis.usda.gov/plant_health/lacey_act/index.shtml をご覧下さい。それでもわからない場合は E メールにてご連絡ください：info@eia-international.org.

[注]

1. 本文書の公開月：2010 年 1 月
2. レーシー法及び段階的導入スケジュールの更新については、APHIS のホームページ http://www.aphis.usda.gov/plant_health/lacey_act/index.shtml をご覧下さい
3. 違法伐採に関する本文書又はその他の事実については EIA 報告書 “No Questions Asked” をご覧下さい。URL は www.eia-global.org/lacey.
4. USDA により運営されている Germplasm Resources Information Network (遺伝資源情報網) のサイトは <http://www.ars-grin.gov/cgi-bin/npgs/html/index.pl> です。
5. 違法伐採に関する本文書又はその他の事実については EIA 報告書 “No Questions Asked” をご覧下さい。URL は www.eia-global.org/lacey.

より詳細な情報は www.eia-global.org/lacey をご覧下さい。

この文書は単に情報提供を目的とするものであり、レーシー法順守についての法的アドバイスを求めている方は法律の専門家にご相談下さい。
©環境調査機関(EIA)2010 本文書のいかなる部分も EIA から文書による許諾を得ることなくいかなる形式、手段によっても複製してはならない。
EIA は支援して下さった以下の組織に感謝を表明したい：

The Lia Fund, Norad, The Overbrook Foundation, Shared Earth Foundation, Weeden Foundation

